

《セカンドオピニオン外来》のご案内

山形市立病院済生館（平成 20 年 4 月 1 日開始）
（平成 26 年 4 月 1 日改定）

セカンドオピニオンとは？

主治医以外の医師の意見を聞くことをセカンドオピニオンといいます。

当院では、当院以外の医療機関で治療を受けている患者さんを対象に、診断内容や治療方針、その他の治療方法とその根拠などについて、専門医の立場からの意見・判断を提供いたします。

その意見や判断を、患者さんご自身の治療に際しての参考にしていただくことがセカンドオピニオン外来の目的です。

新たな検査や治療は行いません。患者さんからのお話や主治医から提供を受けた診療情報提供書・レントゲンフィルム等の資料をもとに判断いたします。

セカンドオピニオン外来の対象・相談内容

患者さんご本人の受診を原則とします。

ご家族だけの場合は、患者さんご本人の同意書（別途様式）ならびに本人確認のできるもの（運転免許証・健康保険証等）が必要となります。

相談内容は、治療・診断に関することに限ります。

- 主治医に診断や治療方針の説明を受けたが、どうしたら良いか悩んでいるとき
- 主治医からいくつかの治療方法を提示されているが、迷っているとき
- 他に治療法はないかと考えているとき など

<当院で相談できる診療科>

消化器内科（胃がん、大腸がん、肝がん、食道がん）、糖尿病・内分泌内科（甲状腺がん）、血液内科（白血病、リンパ腫）、乳腺外科（乳がん）、呼吸器内科（肺がん）、泌尿器科（前立腺がん、膀胱がん、腎がん）、脳神経外科（脳腫瘍ほか※）、産婦人科（子宮がん）、整形外科（骨軟部腫瘍）、耳鼻いんこう科（頭頸部腫瘍）、皮膚科（皮膚がん）、眼科（眼腫瘍）等

※脳動脈瘤・頸部内頸動脈狭窄症・脳動静脈奇形・顔面痙攣・三叉神経痛・舌咽神経痛

セカンドオピニオン外来の対象とならない場合

- 患者さんおよび患者さんからの同意を得たご家族以外からの相談
- 主治医に対する不満、医療事故および医療訴訟に関する相談
- 過去の治療の妥当性に関する相談
- 最初から当院での治療を希望している場合
- 亡くなられた患者さんを対象とする相談
- 主治医からの紹介状（診療情報提供書）および検査等資料を持参できない場合
- 特定の医師・医療機関への紹介を希望している場合
- 当院のセカンドオピニオン外来の対象外の疾患に関する相談

相談時間および料金

健康保険は使えません。すべて自費負担になります。

1回につき 10,800円 (30分以内)

※1) 延長は30分を限度とし、延長時間にかかわらず10,800円が加算されます。

※2) 相談時間には、資料検討・主治医への報告書作成時間を含みます。

持参していただく書類

- 予約票
- 主治医からの紹介状（診療情報提供書）
- レントゲン・CT・MRIなどの写真・画像データ等
- 健康保険証（本人確認のため）
- ご家族だけの場合は、「同意書」と相談者を証する書類（健康保険証等）

相談までの流れ

完全予約制ですので、必ず事前にお問い合わせください。

- 1 患者さんは現在の主治医にセカンドオピニオンを受けたいことを相談し、了解を求めてください。
- 2 主治医（主治医の指示を受けた看護師・相談員等）から、お電話で当院がん相談支援センター（TEL023-634-7104）にご連絡ください。
- 3 当院担当がお話を伺った後に、以下の書類を主治医あてFAXいたします。
 - ア) 「セカンドオピニオン外来のご案内」
 - イ) 「セカンドオピニオン外来申込書」（様式1）
 - ウ) 「セカンドオピニオン外来相談同意書」（様式2）※家族だけの相談の場合
- 4 「申込書」を当院がん相談支援センターにFAXしてください。
- 5 当院で相談日時を調整後、「予約票」（様式3）を主治医あてFAXいたします。
- 6 当日の受付
 - 1) 予約時間の15分前に来院し、当院1階「がん相談支援センター」にお越しください。（持参していただいた書類を確認）
 - 2) 外来へご案内。
- 7 相談（セカンドオピニオン外来）
- 8 相談終了後、主治医あてに報告書（診療情報提供書）を作成いたします。
- 9 会計

◆お問い合わせ先◆

山形市立病院済生館 がん相談支援センター
〒990-8533 山形市七日町一丁目3番26号
TEL 023-634-7161（直通）
FAX 023-626-6517